

「スマホ de 通帳」からの口座開設に関する特約事項

第1条 特約の適用範囲等

1. この特約は、お客さまが、株式会社みなと銀行（以下、「当行」といいます。）のアプリケーション「スマホ de 通帳」（以下、「本アプリ」といいます。）より、総合口座（普通預金口座）開設の申込みをされる際に適用される事項を定めるものです。
2. この特約は、「普通預金規定」「総合口座取引規定」「みなとプレミアム普通預金（段階金利型普通預金）に関する特約」（以下、「各種預金規定等」といいます。）の一部を構成するとともに各種預金規定等と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては各種預金規定等が適用されるものとします。
3. この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは各種預金規定等に従います。

第2条 預金契約の成立

1. 本アプリからのお申込みにより開設された口座は、当行が所定の開設手続を完了した時点で、当行とお客さまの間に預金契約が成立するものとします。
また、キャッシュカード等が当行に返送された場合には、当行はお客さまに通知することなく、開設した口座を解約できるものとします。
2. 前項により開設された口座の取扱いは下記のとおりとします。
 - ① みなとプレミアム普通預金（通帳非発行方式）とし、通帳は発行しません。
 - ② デビットカードサービス（J-Debit）を利用するものとします。
 - ③ ATMによる総合口座貸越契約を利用するものとします。
 - ④ ご利用のATMを口座開設店舗に限定しないものとします。

第3条 印章の届け出

1. 本アプリからのお申込みにより開設された口座の印章は、キャッシュカード等が到着後、速やかに同封の書面により届け出るものとします。
2. 当行は、前項の印章の届け出を店頭にて受け付ける際には、当行所定の方法により本人確認等を行います。
3. 第1項の届け出が完了するまでは、印章の押印を要する当行所定のお取引ができません。
4. 第1項の届け出前に生じた損害、または第1項の届け出が正当に行われなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
5. <みなと>ダイレクトバンキングで総合口座定期預金、外貨普通預金、外貨定期預金の口座を開設した場合、お客さまより特段の申し出がなければ「スマホ de 通帳」の普通預金印鑑票の印影を届出印とします

第4条 利用可能文字について

お使いの機器により、対応していない文字（旧仮名・旧字等）がある場合があります。その場合、本人確認書類等に記載された字体を使用することができない場合があります。旧仮名・旧字等でのお手続きを希望される場合は、当行本支店窓口にてお手続きをお願いします。

以上

平成 29 年 1 月 30 日現在

株式会社 みなと銀行